

川内原子力発電所 1 / 2 号機 常設直流電源設備（3 系統目）設置工事の工事工程の変更について

1. 内容

2018（平成 30）年 1 月 29 年付け原規規発第 1801291 号及び原規規発第 1801292 号にて認可を受けた川内原子力発電所 1 号機及び 2 号機における常設直流電源設備について、以下の理由から工事工程を変更する。

【参考】設置許可申請書の工事計画

年 月	2017												2018												2019												2020											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
変更前													[工事計画]																																			
変更後													[工事計画]																																			

2. 理由

- 常設直流電源（3 系統目）については、原子炉安全保護盤との取り合いを要するため、原子炉安全保護盤の更新と同時期に工事を実施する必要がある。
- 原子炉安全保護盤の更新工事については、当初 1 号機第 24 回及び 2 号機第 23 回定期検査にて実施することとしていたが、当該設備は安全上重要な設備であり、工場立会い検査等に万全を期すために、1 号機は第 25 回（2020.3～2020.12）、2 号機は第 24 回（2020.5～2021.1）定期検査にて実施することとした。
- 上記から常設直流電源設備（3 系統目）についても次回定期検査（1 号機第 25 回、2 号機第 24 回）で工事を実施することとした。

3. 別紙

- 蓄電池（3 系統目）電源系統図（1 号機 A 系統の場合）：設置許可まとめ資料（平成 29.1.27、資料番号 BA-001 改 12）抜粋

以 上

### 蓄電池（3系統目）電源系統図（1号炉A系統の場合）

